

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

|           |   |                               |
|-----------|---|-------------------------------|
| 不利益処分の内容  | 事業の目的に反して日常生活用具の使用等をした障がい者に対する返還命令  |                               |
| 根拠法令等及び条項 | 栃木市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱第9条   |                               |
| 処分基準      | 根拠条項  | 栃木市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱第9条     |
|           | 参考事項  |                               |
|           | 設定等年月日  | 平成25年 3月29日設定<br>平成 年 月 日最終変更 |
|           | <p>【 基 準 】</p> <p>1 用具の給付を受けた者は、事業の目的に反してその用具を使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する事項に該当することを認めるときは、給付を行った用具の全部又は一部を当該給付を受けた者に返還させるものとする。</p> |                               |